

雲仙市地域防災計画



令和6年5月修正

雲仙市地域防災計画

— 本 編 —

用 語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

用 語	意 義
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港務局、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事が指定するもの
県防災会議	長崎県防災会議
市防災会議	雲仙市防災会議
県本部	長崎県災害対策本部
県地方本部	長崎県災害対策島原地方本部
災害警戒本部	雲仙市災害警戒本部
災害対策本部	雲仙市災害対策本部
現地災害対策本部	雲仙市現地災害対策本部
水防本部	雲仙市水防本部
県防災計画	長崎県地域防災計画
市防災計画	雲仙市地域防災計画
水防計画	雲仙市水防計画
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

